

サケの採捕禁止について

内水面（河川湖沼等）におけるサケの採捕は、水産資源保護法及び島根県内水面漁業調整規則により、禁止されています。

違反した場合は、罰則が適用される場合があります。

【水産資源保護法】

第二十五条 漁業法第八条第三項 に規定する内水面においては、**溯河魚類のうちさけを採捕してはならない。**ただし、漁業の免許を受けた者又は同法第六十五条第一項若しくは第二項 及びこの法律の第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令若しくは規則の規定により農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

【島根県内水面漁業調整規則】

第 51 条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間、これを採捕してはならない。

水産動植物	禁止期間
あゆ	1月1日から5月19日まで
宍道湖及び神西湖におけるわかさぎ	4月1日から10月14日まで
しらうお	6月1日から11月14日まで
さけ	1月1日から12月31日まで
ごぎ、いわな	9月1日から翌年2月末日まで
ます・やまめ、あまご	9月1日から翌年2月末日まで
にじます	9月1日から翌年2月末日まで
宍道湖における水産植物	3月1日から6月30日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

島根県農林水産部水産課（TEL:0852-22-5315）